

焼津市告示第279号

焼津市あかちゃんえき事業実施要綱を次のように定める。

平成30年11月 5 日

焼津市長 中野 弘道

焼津市あかちゃんえき事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内で乳幼児の授乳やおむつ替えができる施設を焼津市あかちゃんえき（以下「あかちゃんえき」という。）として登録し、これを明示することにより、親子が安心して気軽に外出できる環境を整えるとともに、来訪者の増加による街のにぎわいを創出し、もって子ども・子育てに優しいまちづくりを推進することを目的とする。

(利用者)

第2条 あかちゃんえきを利用できる者は、授乳又はおむつ替えの必要がある乳幼児及びその保護者とする。

(登録の基準)

第3条 あかちゃんえきとして登録することができる施設は、次に掲げる基準（以下「登録基準」という。）の全てを満たすもののうち、市長が適当と認めたものとする。

(1) 次のいずれかを満たすこと。

ア カーテン、衝立その他の仕切りにより、プライバシーが確保された状態で授乳ができる場所又は設備を備えていること。

イ おむつ替えができる場所又は設備を備えていること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員が関与する施設でないこと。

(3) 政治活動、宗教活動その他特定の思想に関する活動を主たる目的とする施設でないこと。

(4) 公序良俗に反し、又はそのおそれがある施設でないこと。

(登録の申請)

第4条 あかちゃんえきの登録を受けようとする施設の管理者は、当該施設ごとにあかちゃんえき登録申請書（第1号様式）に現況を確認できる写真等を添付し、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、前

条の登録基準を満たす場合には、これをあかちゃんえきとして登録し、登録グッズ（焼津市あかちゃんえき登録証（第2号様式）、ステッカー、のぼり、タペストリー等をいう。以下同じ。）を交付する。

（登録グッズの取扱い）

第5条 前条第2項の規定により登録を受けた施設（以下「登録施設」という。）の管理者は、登録グッズを取り扱うときは、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 利用者の見やすい位置に掲示すること。
- (2) あかちゃんえきの表示以外の目的に使用しないこと。
- (3) 登録を廃止した日若しくは抹消された日又はこの事業を廃止した日以降は使用しないこと。
- (4) 登録グッズのデザインを使用する場合は、別に定める焼津市あかちゃんえきイメージデザイン使用規程を遵守すること。

（登録の変更、廃止及び抹消）

第6条 登録施設の管理者は、登録された内容に変更があるとき又は登録を廃止しようとするときは、あらかじめあかちゃんえき登録変更・廃止届（第3号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、登録施設が第3条に規定する登録基準を満たさなくなったとき又は登録施設として適当でなくなったと認めるときは、登録を抹消することができる。

3 市長は、前項の規定により登録施設の登録を抹消したとき又は廃止届が提出されたときは、施設の管理者にあかちゃんえき登録抹消通知書（第4号様式）により通知する。

4 第1項の規定により登録を廃止したとき又は第2項の規定により登録を抹消されたときは、施設の管理者は、登録グッズを市に返還しなければならない。ただし、破損等により返還することができないときは、この限りでない。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。